

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名
----------------------------	--------	-----

別表六の二(五) 平二十七・四・一以後終了連結事業年度分

		円		円
特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表「11の計」の合計)	1		特別研究税額控除限度額 (5) + (6)	7
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」又は(別表六の二(四)「3」)	2		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	8
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3		当期税額基準額 $(8) \times \frac{5}{100}$	9
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(五)付表「3」のうち少ない金額	4		当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額	10
税額控除割合が30%である試験研究 に係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「12の②」)	11
同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10) - (11)	12

## 別表六の二（五）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第3項 規定の適用を受ける場合に記載します。  
《特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除》の